

鳥獣被害防止特措法に基づく技能講習の特例について

下表の要件を満たす場合には、対象鳥獣の捕獲等に使用している猟銃と同種の猟銃の所持許可又は更新時における技能講習が免除されます。

なお、特定従事者の技能講習免除の適用を受ける申請期間が5年間延長され、**平成33年12月3日まで**となりました。

	鳥獣被害防止実施隊員	特定従事者
要件	次のいずれにも該当する者 ○ 申請日前1年以内に鳥獣被害対策実施隊員として、猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に1回以上参加したこと。 ○ 申請日前3年以内に銃刀法上の指示処分を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にないこと。	次のいずれにも該当する者 ○ 申請日前1年以内に被害防止計画に基づき、有害鳥獣捕獲の許可を受け又は有害鳥獣捕獲の従事者として、猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に1回以上参加したこと。 ○ 申請日前3年以内に銃刀法上の指示処分を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にないこと。
期間	当分の間	平成33年12月3日まで
技能講習 修了証明 書に代わ る書面	① 市町村長の発行する鳥獣被害実施隊員の指名書又は任命書(提示)(注1) ② 市長村長の発行する対象鳥獣捕獲等参加証明書(提出)(注3) ③ 銃刀法の指示処分を受けていないこと等の誓約書(提出)(注4)	① 鳥獣保護法第9条第7項に規定する許可証又は同条8項に規定する従事者証(提示)(注2) ② 市長村長の発行する対象鳥獣捕獲等参加証明書(提出)(注3) ③ 銃刀法の指示処分を受けていないこと等の誓約書(提出)(注4)

注1：鳥獣被害対策実施隊員の指名書又は任命書は、**申請時に有効なもの**に限ります。

注2：許可証又は従事者証は**申請時に有効なもの**に限ります。ただし、次の何れかの書類の提出があった場合は、許可証又は従事者証の提示に代えることができます。

- ① 申請日において申請者が猟銃を使用して、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事していることを証明する書面（地方公共団体が発行するものに限る。）
- ② 申請日後の日で対象鳥獣捕獲等参加証明書に記載された特定鳥獣の捕獲等の参加日（申請日前1年以内の日に限る）から1年以内の日において申請が猟銃を使用して被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれることを証明する書面（地方公共団体が発行するものに限る。）

※①、②の書面・・・「捕獲隊の隊員であることを証する証明書」

- ③ 申請日後の日で、対象鳥獣捕獲等参加証明書に記載された特定捕獲等の参加日から1年以内の日から有効期間が開始する許可証又従事者証

注3：「市長村長の発行する対象鳥獣捕獲等参加証明書」の申請手続等は、市町村の担当部署へお問い合わせください。

注4：「誓約書」の様式は各申請先の警察署に備え付けてあります。